

東京帝國大學經濟學部
東亞經濟研究所

年四回（二月、五月、八月、十一月）發行

東亞經濟叢論

第四卷 第一號

昭和十九年九月二十日

支那インフレーションと其の對策……………	谷口吉彦
唐の天寶時代に於ける河西道邊防軍の衣糧給與に就きて……………	那波利貞
近世初期に於ける東亞貿易……………	金田近二
支那奧地產鹽技術の技術史的地位……………	島恭彦
支那貨幣小史……………	穗積文雄
孫文の民生主義……………	出口勇藏

（禁轉載）

書肆 有斐閣 發賣

支那貨幣小史 (承前)

穂 積 文 雄

董卓が洛陽に入つて後漢の衰亡が決し、世は三國對立して兵馬連なりて解けざる戰亂の時代となる。しかるにおよそ戰亂の世においては物資の消耗・生産の荒廢による財貨の缺乏と軍費の膨脹にもとづく貨幣の濫發のため物價騰貴し、幣價下落するは必然不可避の歸結でなければならぬ。かくて、董卓に代はる魏武が董卓の小錢を罷めて五銖錢を復した時こそ、その數量が少かつたためもあつて穀價は賤かつたが、やがて文帝の代になると穀價騰貴の弊に堪へずして「五銖錢を罷めて百姓をして穀帛を以つて市をなさしむ」¹⁾ることとなる。しかるに民の姦邪にして利己心の大きな、政府が造幣特權を把持して私鑄を禁壓する場合においてすら、姦惡錢を私鑄するをみる位であるから、今必ずしも政府の手によりて造らるるにあらざる穀帛を以つて貨幣となさばそこに姦惡介入の餘地大なるべきは見易きところでなければならぬ。かくて明帝の世に入ると「人間巧僞漸く多く濕穀を競ひて以つて利を要め、薄絹を作りて以つて市を爲し、處するに嚴刑を以つてすと雖も禁ずる能はざる」²⁾にいたり、また五銖錢を立て、以つて次代の晋に及ぶ。

戰亂の結果錢價低落し物價騰貴するのは、ひとり魏においてのみ見られる事象ではない。それは蜀でも、吳で

1) 志貨上
2) 食書
3) 晉同

も同じことである。しかし蜀と吳のそれに對する策は魏の廢錢用穀と趣を異にして大錢の鑄造においてなりたつを見る。すなはち、蜀にありては劉備が建帝の建安十九年諸物價を平らかにしめるために「直百錢」を鑄てを⁴り、吳においては孫權が嘉禾五年春「當五百」の大錢を鑄、赤烏元年春には「當千大錢」を鑄てを⁵る。これらの大錢は周の景王の鑄ると傳へられる大錢とは違つて、錢の單位價值を増大せしむることにはならず従つて錢で表示せられる物價の低落を來たすことになると思へぬが、しかし、それらの大錢の購買力は從來の錢のそれより大であつたことは想定することができ、従つてそれらの錢によるかぎり物價を平らかにすることがある程度まではできるかも知れよう。劉備が直百大錢を鑄た時「旬月の間に府庫充實した⁵」とあるがごときはすなはちそれを裡書するものとなし得よう。だが、これら大錢は錢増鑄の必要にも拘はらず錢の素材たる銅がその必要を充たす能はざるに因由せるもので、従つて直百といひ、または當五百とか當千といつても、實質的に普通の錢の百倍、五百倍、千倍のものでないことはいふまでもない。すなはち、蜀の直百錢は徑七分・重四銖であり、吳の當五百は徑寸二分・重十二銖、（洪遵は、徑寸一分・重四銖六參のもの⁶）であり、當千大錢には二品あるが、大なるものでも徑寸五分・重十二銖六參であり、小なるものにいたつては徑寸三分・重七銖二參にすぎぬ⁶。故に、これらの大錢は素材價值をはるかに越ゆる名目價值を付與せられたものであるから、そこに、私鑄の生ずべき禍源がひそむとともに、また、名實の相應せざるころ、錢價の下落従つて物價の騰貴を招來することになるのは見易き道理である。孫權が當五百を鑄るや、「直に盜鑄の科を設けた⁷」るがごとき、また、孫權の大錢が、「はなはだ貴くして但空名あり、人間これを患へ⁷るにいたり、權「百姓の以つて便省と爲さざるを聞きこれを省息し、

4) 洪遵、泉志、馬端臨、文獻通考
5) 註(4)參照
6) 洪遵、泉志、成、食貨典、第三百四十五卷
7) 古今圖書集成

鑄て器物と爲し、官をして復た出だすこと勿らしめ、私家の有する者は並に以つて藏するを輸し、その直を平阜にし、枉ぐるところある勿らしめ」⁸⁾とあるがごときは、そのまさに必然の歸結とするところと評すべきであらう。晉志に「呂蒙荊州を定め、孫權錢一億を賜ふ」とあり、或はそれが呉の大錢の下落の因なるやを思はしめるかのごとき観がないこともないが、そして、なるほど錢の濫發が錢價の下落を結果することはいふまでもないところではあるが、しかし、大錢の價值下落には右の理法の存することを忘れてはなるまい。況や、右の史實は孫權が大錢を鑄るより以前のことと屬し、晉志の記述に錯誤ありとせねばならぬ⁹⁾においてなほさらであらう。

三國の對立は魏の統を引く晉に統一せられる。晉においてははじめ魏の五銖錢が行はれること先にふれたことである。しかし、晉が五胡の侵入により中原喪亂し、元帝が江を過つて南渡してからは、その地に五銖錢乏しく、ために孫氏の舊錢が行はれ、大小輕重が雜行する。大なるものは比輪といひ、中なるものは四文といひ、小なるものは沈郎錢といふ。沈郎錢は吳興の沈充なるものの鑄た小錢である。しかし、錢の數量がすくなかつたので錢價はやゝ貴きを得た¹⁰⁾。しかるに安帝の世に入ると内外多事、物價やうやく貴く錢價賤きを致す。そこで桓玄が錢を廢して穀帛を用ゐんことを立議するを見るにいたる¹¹⁾。しかし、それに對しては孔琳之が堂々たる反對論を開陳し、朝議多く琳之に賛同したので沙汰止みとなる。もつとも桓玄が錢を廢して穀を用ゐんとした理由に就いて岡崎文夫博士は、「思ふに桓玄一派の考によれば魏氏は穀帛を用ゐて巨萬の富を致したと云ふ。朝廷新貨を鑄造せず、却つて舊來の貨幣の一般的流通を禁止し、之を私室に吸収して其増大せる貨幣の價值を獨占し得ないも

8) 晉書、食貨志

9) 吳志、孫權傳、同呂蒙傳、岡崎文夫博士、南朝の錢貨問題（南北朝に於ける社會經濟制度、P. 122）奥平昌洪、東亞錢志、卷八、二十二葉裡

10) 晉書、食貨志

11) 武仙卿著、宇都宮清吉、増村宏譯、魏晉南北朝經濟史 P. 145,

のでもない。殊に西晉時代にあつては、朝廷は殆んど濫賜と思はるゝ迄の巨額の金錢を名臣達に與へて居、又當時の權力者は金錢を湯水の如く使つて居る。これら北支那に於ける變態的の現象は恐らく錢貨はその貨幣としての性質を充分發揮し得なかつたによつて起つたものではあるまい乎。今桓玄は北支那の制度をそのまゝ長江流域に行はんと欲した。是に於て孔琳之は主として錢貨の流通を維持することによつて一般的富強を謀るべきを主張したのである⁽¹²⁾といつてゐられる。しかし、錢を廢してこれを私室に吸收して其増大せる價值を獨占するといふことがはたして可能であらうか。錢を廢すればその價值はなくなるか、すくなくとも暴落すると考へねばならぬから——孔琳之も、「一朝にしてこれを斷てばすなはち棄物となる」といつてゐる——これを私室に吸收するは無意味ではあるまいか。なるほど北支那に變態的の現象が見られたとしても、それは博士も「恐らく錢貨はその貨幣としての性質を充分發揮し得なかつたによつて起つたものではあるまいか乎」といつてゐられる。錢貨が「その貨幣としての性質を充分發揮し得なかつた」といふことと錢が廢せられたことは同じではあるまい。たゞし、それが無意味であるといふことは一つのことであり、桓玄がそれを提案したことは他のことである。だからそれが無意味であるといふことから桓玄の提案の理由がそれでないといへぬであらう。いな、それが無意味のことなればこそ孔琳之の一撃の下に挫折したとさう考へられるかも知れぬ。

晉においては上述のごとく鑄錢はあまり行はれなかつた。これ、世が亂れ、「金よりも物」の時代にもかゝらず貨幣がよくその價值を維持するを得、時としては貨重く物輕きをかこたしめるにさへいたつてゐる大きな理

12) 岡崎文夫博士、南朝の錢貨問題（南北朝に於ける社會經濟制度 P. 126）

由であらう。しかるに晉にかはる劉宋の高祖が即位するや、その初め、錢貨減少し、國用不足を告げたので、民間の銅を買ひ上げて更めて五銖錢を鑄んことを建議する者があらはれる。¹³⁾しかし、これは范泰の反對論にあつて止むこととなる。范泰は「倉廩の充たざるを患へ、錢貨のなほ寡きを患へ」ぬ。けだし彼によれば「貨(貨幣)は貿易に存して少多にあらず」その數が少ければ物價賤しく、貨幣の價值(購買力)貴く、これに反し、その數が多ければ物價貴く貨幣の價值賤しいのであつて、だから、昔は貨幣の價值が貴く物價が賤しかつた、今は貨幣の價值が賤しく物價が貴い、といったところで、それは昔は貨幣の數量が少なかつたが今は貨幣の數量が多いといふだけのことであり、従つてこれを財貨が人の欲望を充足するといふ根本的立場よりみれば結局「昔日の貴、今日の賤、彼此これを共にす、その揆一なり」といふことになる。¹⁴⁾故に有用の銅器をこはして無用の錢を造るは非なりとして「必資の器を毀して無施の錢となす、貨において功は勞を補はず、用にありては君民俱に困む、これを校するに實を以てするに、損多くして益なし」といふのである。¹⁵⁾

しかるに、文帝元嘉七年になると「貨の重きを患へて四銖錢を鑄る」こととなる。¹⁶⁾こゝに貨とは當時流通の古錢であることはいふまでもないところであるが、さていかなる古錢を意味するかといへば岡崎文夫博士は「意を以て度るにその形質漢の五銖錢と相似たりと考へられる比輪の類をいふのであらう」といつてゐられる。さうすればその重いといふのは重量のことで、すなはちより重量の小である四銖錢を鑄たことゝ事理一貫するとも考へられるが、しかし、五銖錢は重量の適當なものと定評のある錢であるのに急に重きを患へるにいたるといふのは解し難い。とすれば、それは價值(購買力)を指すとせねばなるまい。そして當時錢貨缺乏してゐたと考へられる

13) 宋書、范泰傳
14) 同上
15) 宋書、何尚之傳

から錢價が大なるを患へるにいたつたといふことはありうることと別に不思議とするに當らぬ。そして貨幣價值を引き下げるために（いはゆる平價の切り下げ）素材を減量することはきはめて普通のことである。特にいはゆる金屬主義の思想の支配より脱却してゐたとは考へられぬ當時の支那人の場合においてしかりとする。もつとも、漢初「秦錢重くして用ひ難きがため更めて民をして錢を鑄しめた」¹⁶⁾場合のごときを想定できぬかとも考へられるかも知れぬ。しかし、それは、貨幣の物重き情勢の下における現象である。しかるに當時はむしろ錢貨乏しきために貨貴く物賤しき事態を現出してゐたと思はしめられるのであるからさう解するわけにもゆかぬのではないかと思ふがどうであらうか。

さて文帝が四銖錢を鑄たところ、「民間すこぶる盜鑄し」また、「古錢を翦鑿して以つて銅を取るもの多く」¹⁷⁾古錢漸くその影を消すにいたつたので遂に江夏王義恭の建議により元嘉二十四年大錢一を以つて兩に當つ（大錢の價值を二倍に定む）ることとなる。なるほど舊來の五銖錢型の古錢とそれより軽い新四銖錢が並び行はれる時はそこにはゆるグreshamの法則が顯現して良貨たる古錢は翦鑿して銅を取られることとなりその姿を隠すにいたるであらうことは考へ得られる。しかし、四銖錢も「輪郭形製五銖と同用費損利無し故に百姓盜鑄せず」¹⁸⁾とあるを以つてみれば良質の貨であつたことは否定できぬ。してみると上述の盜鑄、翦鑿の弊がはたして論者のいふほど甚しいものであつたかどうかは問題であり得るわけで、あるひは、大錢を多く所有する朝廷・並に權門・富家の利益を謀らんとする意圖に出で、「それに理由を與へんがために、故意に事實を誇大に認識したものと認めて差支へあるまい」¹⁹⁾との解釋がなりたつ。

16) 史記、平準書

17) 宋書、顏竣傳

18) 宋書、顏竣傳

19) 岡崎文夫博士、前掲書 P. 128. 129. 132.

それはともかく、この大錢の政策に對して、何尙之は、大錢一を以つて輕錢二に當つるも實質は必ずしもそれに相當せぬが故に大錢の價值はそれだけ虚價となる、虚價を設定するは人情の自然にもとる、凡そ人情の自然にもとることは久しく行ふべき法ではない、それに、大錢を定めると錢形が複雑多岐となり分明を缺き、その結果混亂紛糾を生じ、争訟起るの弊をきたす、といつてゐるが、事實、「錢形一ならず民これを便とせず」、また「時を経て公私便に非らず」⁽²²⁾翌「元嘉二十五年五月己卯大錢當兩を罷む」⁽²³⁾るにいたる。

上述のごとく、元嘉の四銖錢は良質で盜鑄するも利がなく後になると盜鑄を見なかつた。そこで孝武帝は孝建元年春更めて四銖錢を鑄ることとなる。これがいはゆる孝建(四銖)錢で、明の丘濬によれば錢文に年號を用ひる最初のものである。⁽²⁴⁾しかし「此錢は市場に顯はれると共に直に消毀せられ、若しくは形を變へて器物となつたもの⁽²⁵⁾」⁽²⁶⁾また盜鑄も行はれたのであらうか錢が僞小となり、ために商貨行はれざるにいたつた。そこで孝建三年になると徐爰が大に銅を納れ、古典に式遵して錢を鑄んとし、その銅を納るには銅による贖刑をすすめる。しかし、いくら僞小ならざる錢を鑄てみても、良惡二幣並び存すれば良貨が姿を隠くすことはグレシアムの法則の喝破せるところであり、またたゞそれだけで盜鑄が止むとも考へられぬ。いな、良質で従つて價值の高い錢なればこそ盜鑄の利が得られるわけである⁽²⁷⁾とさへ考へることもできる。はたして、彼の策が行はれても、依然として薄小の貨が行はれ、盜鑄雲起し、「百物踊貴し民人これを患へ苦しみ」⁽²⁸⁾遂に品格を立て薄小にして輪郭なき錢はことごとく禁斷を加へることとなる。⁽²⁹⁾

しかしながら、かく薄小無輪郭錢を禁ずればなるほど「貨薄くして公私俱に困しむ」⁽³⁰⁾の弊はこれを避けること

20) 宋書、何尙之傳、拙稿、南朝宋、初期の貨幣思想(東亞人文學報第四卷第一號)
21) 宋書、洪遵、泉志所引、斐子、野、加藤、宋、沈演之傳、22) 宋書、文帝本紀
24) 丘濬、大學衍義補、但し「とせられ」同博士著支那經濟史 P. 127
25) 岡崎博士、前掲書、P. 132 26) 宋書、顏竣傳 27) 同上 28) 同上

ができるかも知れぬが、その代はり今度は錢貨缺乏し、流通阻滯するの患が生ずる。そして錢貨缺乏し流通阻滯すれば公私の弊はさらに甚だしからう。そこで沈慶之が錢貨缺乏を救済するために「鑄を禁ずれば則ち銅轉じて器となり、鑄を開けば器化して財（錢）となる」として「宜しく民の錢を鑄るを聽すべし」といひ、かつ、「去春禁ずるところの新品を行ふべし」との説があらはれ、前廢帝の「永光元年春二月庚寅、二銖錢を鑄」また「景和元年九月戊午、百姓の鑄錢を開く（私鑄の門を開く）」にいたるが、⁽³¹⁾細錢を行つた結果は、⁽³²⁾一その形式轉た細く、官錢の出づる毎に民間即ちこれを模倣し、而も大小厚薄は皆な及ばず、輪郭なく、磨鑄せず、今の剪鑿したるもの如きはこれを未子といひ、⁽³³⁾「もつとも薄輕なるものを荇葉といふ」⁽³⁴⁾ありさまであり、私鑄を行つた結果は、「これによつて錢貨亂敗し、一千錢は長さ三寸に盈たず、大小これに稱ふ、これを鵝眼錢といふ、これに劣るものこれを縋環錢といふ、水に入るも沈まず、手に隨つて破碎す、市井復た數を料らず、十萬錢も一掬に盈たず、斗米は一萬、商貨行はれず」といふ状態を現出することとなる。⁽³⁵⁾

かく錢貨の亂敗が甚だしかつたので、明帝即位するに及び、「初の唯鵝眼・縋環を禁じ、その餘は皆な通用せしむる」⁽³⁶⁾が、やがて「また民鑄を禁じ、官署亦工を廢し、泰始二年三月壬子、新錢を斷ち、尋いで復た並びに斷ち、唯専ら古錢を用ふ」⁽³⁷⁾ることとなるが、さうすると今度は例によりて錢貨の缺乏を惹起するにいたる。

そこで、次の南齊に入り、高帝の世になると「錢貨轉た少きを以つて更に鑄を廣くし、その銖兩を重くし、以つて奸を防ぐべし」⁽³⁸⁾との議が起り、「太祖諸州郡をして大に銅炭を市はしめる」⁽³⁹⁾が、「たまたま晏駕して事寢む」⁽⁴⁰⁾

29) 宋書、顏竣傳に見ゆること 31) 永光元年 32) 宋書、顏竣傳 33) 同上 34) 同上 35) 同上 36) 宋書、明帝紀 37) 同上 38) 南齊書、劉峻傳 39) 同上 40) 同上

にいたる。かくて武帝の代には錢の缺乏がつゞいて物價が下落する。しかも、政府は積局的に幣制の改革に乗り出す代はりに、朝廷より錢億萬を出だして貨物を和買することによりてこの趨勢の緩和を計り、以つて局面を糊塗する消局策にたよらんとする。それにしても、一般に錢貨缺乏に悩む中にあつて朝廷のみかゝる巨額の錢の貯藏がいかにして可能であつたのであらうか。それは租税の徴收に際し、錢貨に折變せしめ、しかも、その錢貨としては大錢を納付せしめ、さらに、物價が低落し従つて折變せらるべき錢額が小であるべきはすなるにかかはらず、なほ舊時の高い物價の比率で折變する等のことによる。⁽⁴¹⁾しかし、さすがに、かゝるひどいことがさうつゞけられるわけにはゆかぬものと見えて、永明四年、折變の率を引き下げ、また納税もその一半は物納を以つてすることを認めることとなる。⁽⁴²⁾

かく、一方には錢貨の缺乏を救済するために、ともかく和買が行はれるが、しかし、他方にはまた錢貨の缺乏に拍車をかける事象も見られる。それは、永明五年の詔にもあるとほり、流通通貨が薄小となるため大錢が他地へ流失するにいたることである。⁽⁴³⁾そしてそれはグレシアムの法則の必然の歸結以外の何物でもないと觀するを得る。そこで結局、さかのぼつて貨幣制度の確立といふことが重大となる。かくて人々は孔頴の有名な説を聽くこととなるのである。⁽⁴⁴⁾

孔頴は鑄錢の弊害は「輕重屢々變するにある」⁽⁴⁵⁾、しかも、重錢は用ひ難く輕錢は盜鑄が行はれ、いづれも弊を伴ふ、だが重錢の用ひ難きの弊は累をなすこと輕く、輕錢の盜鑄の弊は禍をなすこと深い、そして民の盜鑄するところ嚴法も禁ずる能はざるは上の錢を鑄るに「銅を惜しみ工を愛しむによる」⁽⁴⁶⁾、故に銅を惜しまず工を愛しまず形

41) 南齊書、王敬則傳に見ゆる竟陵王子良の上疏 42) 同上
43) 岡崎文夫博士、前掲書 P.136
44) 同上書、なほ東亞人文學報第四卷第一號所載拙稿、南朝初期の貨幣思想參照
45) 同上
46) 南齊書、劉峻傳

質良好の定評のある漢の五銖錢に則る錢貨を行へ、といふのである。⁽⁴⁶⁾ しかしながら、孔頴の銅を惜しまず工を愛しまざる良貨の制を實現せんとすれば、そこには銅の確保といふ難問が横はつてゐる。そこで、永明八年、劉悛は銅山を政府において監理し、以つて鑄錢を行ふにいたるが、如何せん、これが成功を見るには南朝の勢力があまりに微弱にすぎた。

かくて錢の缺乏のためであらう、南齊の朝にあつてはその流通領域の縮小を見る。⁽⁴⁸⁾ すなはち「梁の初は、たゞ京師（建康）及び三吳・荆・郢・江・湘・梁・益のみ錢を用ひ、その餘の州郡は則ち雜ふるに穀帛を以つてして交易し、交・廣の域は全く金銀を以つて貨となす」⁽⁴⁹⁾ ありさまとなる。そこで梁の武帝は二種の錢を鑄る。一は肉好に郭を周らし、文を五銖といひ、重さを文の如くしたものであり、他は肉郭を除いたものである。この後のものはこれを女錢といふ。この二品は並び行はれたが、古錢との比價が均しくないためであらうか、⁽⁵⁰⁾ 「百姓或は私に古錢を以つて交易し、⁽⁵¹⁾ 直百五銖・五銖女錢・太平百錢・定平一百・五銖雌錢・五銖對錢等がいづれも行はれ複雑を極めることとなる。古錢にかゝる名稱が生ずるは或は輕重の不一より來たると説かれる。⁽⁵²⁾ 天子はしばしば詔を下し、新鑄の二種の錢でなければ用ゆるを許さずとするがその効なく、利に趨るの徒の私用すること轉た甚だし⁽⁵⁴⁾ い。そこで遂に普通四年十二月戊午、始めて銅錢を罷めて鐵錢を鑄る。⁽⁵⁵⁾ ところが、「鐵賤しくして得易きを以つて、並に皆な私鑄し、大同已後に及び、所在の鐵錢遂に丘山の如く、物價騰貴し、交易は車を以つて錢を載せ、復た數を計らず、たゞ貫を論ずるのみ、商旅姦詐しこれに因りて以つて利を求む」⁽⁵⁶⁾ るにいたる。すなはち「破額

46) 同上 47) 同上 48) 武仙郷、魏晉南北朝經濟史（前掲譯書 P.154）

49) 隋書、食貨志 50) 武仙郷、前掲書（前掲譯書 P.154） 51) 隋書、食貨志

52) 同上書 53) 武仙郷、前掲書（前掲譯書 P.155） 54) 隋書、食貨志 55) 同上、梁書

56) 武帝本紀
隋書、食貨志

より以東、八十を百となし、名づけて東錢といひ、江・郢已上、七十を百となし、名づけて西錢といひ、京師、九十を以つて百となし、名づけて長錢といふ、⁽⁵⁷⁾そしてその結果、「錢減すれば則ち物貴く、陌足れば則ち物賤し」、⁽⁵⁸⁾く經濟界を複雑化し、混亂せしめることは見やすき理である。そこで武帝は中大同元年、詔して「徒らに王制を亂して民財に益なし」として、⁽⁵⁹⁾足陌を通用すべきことを命ずるが、「詔下りて人従はず、錢陌ますく少く、末年にいたりて遂に三十五を以つて百となすといふ」⁽⁶⁰⁾にいたる。

梁ではさらに元帝のとき當十錢を鑄、僧垣に十萬貫を賜ふてをり、⁽⁶¹⁾敬帝も亦太平二年夏四月己卯、四柱錢なる當二十錢を鑄てをる。たゞし、この後のものは後當十錢に改められる。そして細錢は止めとなる。これら大錢の鑄造は錢貨缺乏を救済するの一途である所以と解するを得よう。すくなくとも、錢貨の缺乏がかかる大錢を出現せしめるものであることを否定するわけにはゆかぬであらう。

陳に入ると初は梁喪亂の後を承けて、鐵錢行はれず、兩柱錢及び鵝眼錢が行はれるが、二者、名目價值は同じなのに實質は兩柱錢重く鵝眼錢が軽い故に、人々多く兩柱錢を銷溶して鵝眼錢に改鑄するを見、また間々錫錢を用ひ、或は兼ねるに粟帛を以つてする。⁽⁶²⁾そこで、文帝の天嘉三年潤二月甲子、改めて五銖錢を鑄、その一を以つて鵝眼錢の十に當てる。⁽⁶³⁾それは十七年間實行せられるがその期間中別に何等の問題も發生するをきかぬ。⁽⁶⁴⁾宣帝また大建十一年秋七月辛卯、大貨六銖を鑄、一を以て五銖の十に當て、五銖と並び行はしむるが、⁽⁶⁵⁾この錢は「製作精妙、肉郭皆な周郭あり」とはいへ、「徑寸、重その文の如し」といふのであるよりすれば、五銖と並び行ふ場合

57) 同上、陳書、文帝本紀、隋志に天嘉
60) 同北史、五銖、陳書、宣帝本紀、
58) 梁書、僧垣傳、
61) 武帝本紀、
59) 隋書、食貨志、
62) 同上、陳書、文帝本紀、隋志に天嘉
63) 武仙鄉、
64) 陳書、
65) 洪邁、景志
66) 同上

五銖との比價を十對一に維持するは不可能であつたに相違なく、後「一に當つ」るにいたつてをる。⁽⁶⁷⁾しかし、それにして五銖もよほど良質であつたからこそのであり、人々はなほそれでも満足せず「皆な不便とし」、⁽⁶⁸⁾あるひは「六銖錢は縣官に不利あり」との訛言までも生じ、「いくばくもなくして廢せられて五銖が行はれる」こととなり、⁽⁷¹⁾その状態は陳朝の亡滅までつづく。⁽⁷¹⁾だが、當時、「嶺南諸州は多く鹽・米・布を以つて交易し、俱に錢を用ひず」⁽⁷²⁾といはれてゐるのはやはり錢の缺乏をうかゞはしむるに足るものとなし得よう。

上述の如く、南朝にありては、あるひは錢貨の缺乏に悩み、あるひはその過剰に苦しみ、またその複雑混亂に災される等のことはあつても、ともかく秦漢以來の貨幣經濟が依然として運行をつづけ、時に例外ありとするも錢貨それも五銖錢がその中樞を形成するを見うるが、晉の南渡後、蠻族の横行に委せられた北方における貨幣の状況はいかにあるか。

思ふに貨幣の流通はその價值により、その價值はその信用にもとづく。これ造幣のことが信用の大なる者の手に向ひ、遂に社會の統治者の掌中に歸すること古今東西その揆を一にする所以である。故に統治者の權威失逐し社會の安寧紊亂し、信用地を拂つて空しきにいたれば、貨幣の流通また滯滯梗塞せざるを得ざるはもとより當然の歸結である。しからは今五胡中華に亂入し、蠻族江北に跳梁するとき、そこに貨幣經濟が一大打撃を受けることとなるは、まさにそのとこでなければならぬ。しかしながら當時蠻族の支配地域において貨幣經濟が全然その運行を停止し、世をあげて物々交易の昔に還へつたとするはあたらぬ。といつて、私は、石勒が公私に錢を行

67) 隋書、食貨志 68) 同上 69) 同上 70) 同上 71) 同上 72) 同上

はしめたが人情樂まず錢は終に行はれなかつたことを否定するものでもなければ、また前凉の張軌が太府參軍・索輔の言を納れ、五銖錢を用ひ、大に行はれて人その利に頼るといふ事實によらんとするものでもない。當時江北亂離の社會において錢貨は殆どその後を絶つたことはこれを認めねばなるまい。しかし、錢貨なければ貨幣なしといふわけのものではない。なるほど錢貨は姿を隠したがだからといって物々交易に逆轉したわけではなく布帛なる物品貨幣が錢貨に代はりて重要な役割を演ずるのを見る。たとへば、前記索輔の言に「泰始中、河西荒廢、遂に錢を用ひず、匹を裂きて段數と爲し、縑布既に壞れ、市易又難し、徒らに女工を壞して衣用に任ぜず、弊の甚しきなり、今、中州亂ると雖も此方安全なり、宜しく復た五銖を用ひ、以つて通變の會を濟ふべし」とあり、降つて北魏の任城王澄の上官に「河北の州鎮……専ら單絲の縑・疏縑の布、幅を狹め度を促め常式に中らざるを以つてし、匹を裂いて尺となし、以つて有無を濟ふ、今にいたりて徒らに杼軸の勞をなし、飢寒の苦を免れざるはまことに布帛を分截し、錢貨を壅塞せるに由る」とか、「京西・京北城内の州鎮未だ錢を用ひざるところにいたりては、これ（太和五銖錢）を行へば、則ち難しとなすに足らず、これを塞げば則ち通典に乖くあり、何となれば、布帛は尺寸に裂くべからず、五穀は則ち負擔の難あり、云々」とかあるがごときは、すなはちそれが證左となすに足るであらう。（註）

しかしながら、交易經濟は貨幣を出現せしめ、貨幣はまづ物品貨幣においてなりたつが、それに内在する不利不便を克服するとき金屬におちつき、さらに鑄貨に進むこと貨幣進化の常道であり、右引くところの論議においてもまたこの理法の顯現を看取するを得る。かくて北朝においても、治安の進むにつれてやうやく錢貨の登場を

73) 晉書、石勒下 74) 晉書、張軌傳 75) 同上 76) 魏書、食貨志
77) 同上
註 なほ岡崎文夫博士、魏晉南北朝通史、p. 664參照

78) 同上 79) 同上 80) 同上 81) 同上 82) 同上 83) 同上
84) 同上 85) 同上 86) 同上 87) 同上 88) 同上 89) 同上
90) 魏書、楊侃傳

雜錢はこれを禁斷せんことを奏請するにいたる。⁽⁹¹⁾

北齊においては、神武霸政の初は魏の永安五銖を用ひるが、鄴に遷つてからは百姓私鑄し體制やうやく別れ、遂にはそれぐの錢に名さへつくにいたつてゐる。⁽⁹²⁾しかし、「冀州の北は錢みな行はれず交貿は皆な絹布⁽⁹³⁾」による。そこで、神武帝の時、境内の銅及び錢を收め舊文に依りて更鑄してこれを四境に流すが、いくばくもなくしてやうやく復た細薄となり、姦僞競ひ起る。⁽⁹⁴⁾文宣帝の時にいたり天保四年春正月己丑、永安錢を除いて常平五銖に改鑄し、その錢は「甚だ貴く、かつ、製造甚だ精し」⁽⁹⁵⁾かつたが、やがて乾明・皇建の間にいたり、往々私鑄し鄴中の用錢には赤熱・青熟・細厘・赤生といった異を見、河南には青・薄・鉛・錫の別あり、青・徐・兗・梁・豫の州には各々異つたものが行はれることとなるが、武平以後、私鑄轉た甚しく、或は生鐵を以つて銅に和し、齊の亡ぶるまで遂にこれを禁することができなかつたのである。⁽⁹⁷⁾

北周にありても、北齊と同じく、初はなほ魏の錢を用ひるが、武帝の保定元年秋七月戊申、更めて錢を鑄、文を布泉といひ、一を以て五に當て、五銖錢と並び行はしむる。⁽⁹⁹⁾しかし、當時、梁・益の境では古錢を雜用し、河西諸郡では或は西域の金銀の錢を用ひるも官はこれを禁ぜぬ、⁽¹⁰⁰⁾さらに建德三年六月壬子には更めて五行大布錢なるものを鑄、一を以つて十に當て、布泉と並び行はしむることとなる。⁽¹⁰¹⁾しかるに二者並び行はれると名目價值が甚だ大である五行大布は例によつて私鑄の誘致を見るにいたり、翌建德四年秋七月己未、遂にこれを禁じ、その私

91) 食貨志
92) 食貨志
96) 食貨志
100) 食貨志

93) 同上
97) 同上
101) 同上

94) 同上
98) 同上
99) 同上

95) 同上
99) 同上
101) 同上

北齊書、文宣帝本紀
周書、武帝本紀

鑄はさすがに邊境で行はれるのでその四關の出入を止める。⁽¹⁰²⁾ また、布泉を邊境に持ち出して五行大布に改鑄し、改鑄せる五行大布を持ち込んでまた布泉にかへ、かく循環盜鑄以つて利を貪ることが行はれたのでもあらうか、布泉は入るを聽るして出づるを聽さぬとする。しかし、さきの布泉貨といへども名目價值は高いのであるからやはり私鑄が行はれるにいたつたものであらう、やうやくその價值低落し、行用されぬやうになるので建德五年春正月、遂に廢せられることとなる。⁽¹⁰³⁾ 同時に私鑄の禁令を下し、違犯者を罪し、主犯は絞、從犯は遠配と定むる。⁽¹⁰⁴⁾ なほ山東では齊を平けたる後も齊の舊錢が依然として雜用せられるを見る。⁽¹⁰⁵⁾ かくて北周で鑄た錢は皆な行はれぬこととなるが、宣帝の大象元年十一月丁巳に「永通萬國錢」なる錢貨を鑄て一を以つて十に當て、五行大布及び五銖と並び行はしむることとなる。⁽¹⁰⁶⁾

102) 同上 103) 同上 104) 同上 105) 隋書、食貨志
106) 同上、周書、宣帝本紀